

入会（認定取得）にあたっての注意事項および規約

入会者規約

（１）メールアドレスその他、登録事項を変更した場合は、事務局に連絡の上、会員システムにて修正してください。メールアドレスを変更した場合に、上記手続きを取らず、協会からのメールが届かなかった場合の責任は負いかねます。また**禁止されたアドレス（下記、注意事項参照）**の使用はできません。上記に反した場合、規約違反で「除籍（再入会不可）」となります。

（２）会員資格と「公的認定」が紐づいているため、会費納付は必ず期日までに行ってください。医療メディエーター認定維持のため、毎年期日(4月末日)までに、会員システムから定められた手順に従って会費を納付する義務があります。本協会からの紹介に回答せず、期日までに納付しない場合は、いかなる理由があっても、直ちに、規約違反で「除籍（再入会不可）」となります。

（３）会員は毎年の会費納付のほか、5年ごとに認定更新の手続をと

ることが、認定維持のため必要となります。そのため5年の間に100ポイントの継続学習が必要となります。更新しない場合、退会届を提出して退会手続きを取ってください。退会届を提出しないと、認定は終了しますが、賛助会員として会費納付義務は継続します。年会費未納で期日を過ぎた場合は、退会でなく、除籍となります。

(4) 5年ごとの更新時期以外にも、退会されるときは、必ず、退会手続きを行ってください。退会の場合は、基礎編再受講により、再入会が可能となります。会費未納で除籍となった場合は、基礎編再受講しても再入会はできません。また、本協会の研修を受講することはできません。

注意事項説明

1. 下記のメールアドレスは協会からのメールが届かない事例が頻発しますので、禁止させていただきます。これらメールアドレスで入会申請しても却下されます。

下記アドレス指定の場合登録を却下させていただきます。

・勤務先のアドレス（部署アドレスや個人名のアドレスの場合も）

・携帯キャリアメールアドレス

(@docomo.ne.jp/@ezweb.ne.jp/softbank/ymobile@ne.jp など)

・ hotmail ⇒ しばしばメールが不到達のままになる事象が発生しています。

・ Outlook ⇒ しばしばメールが不到達のままになる事象が発生しています。

勤務先のメールアドレス（とりわけ行政、大学）の場合、容量やセキュリティの関係で到達しない場合が過去に多く、また院内での不正行為もいくつかありましたので、一律禁止としています。個人のアドレスがない方は、Yahoo, Gmail などの無料のアドレスを取得してください。パソコンがなくてもスマホでも可能です。App Store もしくは Google Play から、ヤフーメールアプリなどをインストールすると可能です。

<https://mail.yahoo.co.jp/promo/>

※いったんヤフーアドレスなどで登録し、その後、無断で上記禁止アドレスに変更された場合、発覚した時点で、不正行為として除籍となります。

2. 協会からの連絡はすべてメールによって行います。1000名を超える会員にシステムより一斉送信しますが、未到達の返信は戻ってきません。個々の会員の自己責任でメールアドレスの管理を行ってください。もし、届かない場合は、迷惑フォルダーを確認してください。それでも届いていない場合は、事務局までお知らせください。

3. 退会される際は必ず退会届を提出してください。本協会は、単なる会員組織でなく会

員の地位に公的な医療メディエーター認定が付与されています。会員名簿に掲載されている期間、公的認定が継続しています。退会を決められた場合は、速やかに退会手続きをとってください。

4. 本協会の認定事業は個人に対する認定ですので、「病院の事務でまとめて登録」「代わって秘書や部下が登録」等は避けていただけるようお願いいたします。協会では、すべての権利と責任は、登録している個人に属するものとして対応させていただきます。会費納付義務は毎年、個人に対し発生し、5年ごとの更新時に更新しない場合も、退会手続きをとるまで継続・蓄積しますのでご注意ください。会員情報の管理などすべて、個人で責任をもって管理してください。

5. 協会からの運営協力要請にご協力いただけない場合や、同意事項が順守されない場合は、協会判断にて除籍とさせていただきます。退会の場合は、再受講による再入会は可能ですが、除籍の場合は、受講も再入会もできませんので、除籍の意味をご理解の上、諸手続について遺漏のないよう順守してください。